

未利用口座管理手数料のご案内

当行では、長期間（2年以上）ご利用がなく、預金残高が一定金額未満の場合、お届け住所あてにご案内を差し上げたうえで、「未利用口座管理手数料」を申し受けます。

日頃からお預け入れやお引き出し、口座振替等のご利用がある場合、手数料をいただくことはございませんので、当行の預金口座を未永くご利用くださいますようお願い申し上げます。

手数料の内容	「長期(2 年以上)未利用」かつ「一定の残高未満」となる口座に対する口座維持・管理にかかる手数料		
対象のお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま、法人のお客さま		
対象科目	円貨普通預金(含む総合口座)、決済用普通預金、貯蓄預金		
取扱開始日	2 0 2 1 年 8 月 1 日 (日)		
手数料金額	年間 5 5 0 円 (税込)		
未利用と判定する条件	・ 毎月月末時点において、最終ご利用日から 2 年以上一度もお取引引き※がない口座 ※通帳記帳、当該口座に対する利息付与および本手数料の引き落としは含まれません。 (ご参考：未利用口座の対象とならない口座) ・ 当該口座を特約口座（入出金口座）に指定している預かり資産（定期預金、積立定期預金、投資信託等）の残高が 1 円以上ある場合 ・ 当該口座を返済用口座とする借入の残高が 1 円以上ある場合 ・ 教育資金一括贈与口座、ジュニア NISA 口座、東日本建設業保証預託金口座、JRA 口座、finbee 口座等の専用口座 ・ 遺言信託等の信託商品契約口座 ・ 相続対象口座、差押対象口座、質権設定口座 ・ アパートローン債務引受人の返済用口座		
一定の残高未満と判定する条件	円貨普通預金(含む総合口座)、決済用普通預金		
	2021 年 7 月 31 日(土)以前に開設された口座	残高 1,000 円未満の口座	
	2021 年 8 月 1 日(日)以降に開設された口座	残高 10,000 円未満の口座	
	貯蓄預金		
	2024 年 7 月 31 日(水)以前に開設された口座	残高 1,000 円未満の口座	
	2024 年 8 月 1 日(木)以降に開設された口座	残高 10,000 円未満の口座	
未利用口座に関する取り扱い	・ 対象のお客さまには、事前にお届出住所宛にご案内を発送いたします。 ・ ご案内の発送後、一定期間を経過しても口座のご利用または解約等のお取引引きがない場合、「未利用口座管理手数料」を引き落とします。		
残高のない未利用口座の自動解約	「未利用口座」のうち、「未利用口座管理手数料」の引き落としの際に口座残高が手数料金額に満たない場合は、残高全額を手数料に充当したうえで口座を自動解約※いたします。 ※残高が元々 0 円の未利用口座、定期預金残高がない総合口座を含みます。 (ご参考：自動解約の対象とならない口座) ・ 投資信託等の特約口座、融資の返済口座、Willink カードの引き落とし口座は自動解約の対象外となります。		

(2024年8月1日現在)